

## 公立大学法人青森公立大学リスクマネジメント規程

令和2年 3月26日

規程第14号

### (目的)

第1条 この規程は、公立大学法人青森公立大学（以下「本学」という。）の業務運営に影響を及ぼす事象又はそのおそれがある様々な事象に、迅速かつ的確に対処するため、本学のリスクマネジメント体制及び対処方法を定めることにより、本学の職員及び学生等の安全確保を図るとともに、本学の社会的責任を果たすことを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 本学において就業する者をいう。
- (2) 学生等 学部学生、大学院学生、聴講生、科目等履修生、その他の本学において修学している者
- (3) リスク 本学の業務運営に何らかの支障又は損失を与えるおそれのある影響をいう。
- (4) リスクマネジメント 将来起こりえるリスクを想定し、損害を最小限にする対応（以下「リスク対応」という。）をとるための活動をいう。
- (5) 危機 火災、災害、重篤な感染症等の発生やその他の重大な事件又は事故により職員及び学生等の生命若しくは身体又は大学の財産若しくは名誉に重大な被害が発生し、又は発生するおそれのある緊急の事象又は状態をいう。
- (6) 部局 経営経済学部、経営経済学研究科、図書館、地域連携センター、事務局をいう。
- (7) 部局長 前号に規定する部局長をいう。

### (理事長等の責務)

第3条 理事長は、本学におけるリスクマネジメントを統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、リスクマネジメントに関わる業務を統括する。

3 部局長は、当該部局におけるリスクマネジメントを推進するとともに、組織の状況に即した必要な措置を講じなければならない。

### (委員会の設置)

第4条 リスクマネジメントに関し必要な事項を審議するため、本学にリスクマネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (審議事項)

第5条 委員会は次に掲げる事項を審議する。

- (1) リスクマネジメントの企画・立案等に関する事項
  - (2) リスクマネジメントに関する事項
  - (3) リスクの評価に関する事項
  - (4) リスクの動向の把握及び調査に関する事項
  - (5) リスクマネジメントに係る教育、研修の企画・立案等に関する事項
  - (6) リスクに係る対策の評価及び見直しに関する事項
  - (7) その他リスクマネジメントに関し必要な事項
- (組織)

第6条 委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 部局長
- (4) その他理事長が指名する者

2 前項第4号の委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(部会)

第9条 委員会は、個別事項を専門的に審議させるため、必要に応じ、部会を置くことができる。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、事務局総務企画グループにおいて処理する。

(リスク対策の実施組織)

第11条 本学におけるリスク対策の実施組織は、部局とする。

(リスク対策の業務)

第12条 部局におけるリスク対策の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) リスクに係る情報の収集及び分析に関する事項

- (2) リスクに係る対策の検討、立案及び実施に関する事項
- (3) リスクに係る職員及び学生等への情報提供に関する事項
- (4) その他リスクマネジメントに関し必要な事項  
(リスク対策の実施等)

第13条 部局長は、委員会が策定するリスク対策の方針を踏まえ、リスク対策を実施する。

- 2 部局長は、リスク対策の実施結果を委員会に報告する。  
(危機に関する報告等)

第14条 職員は、緊急に対処すべき危機が発生又は発生するおそれがあることを発見又は予知したときは、直ちに担当部局長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定に基づき報告を受けた担当部局長は、直ちに危機の状況を確認し、その状況を理事長に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 理事長は、前項の報告を受けたときは、当該危機の対処方針等を副理事長及び担当部局長と協議し、決定するものとする。

(対策本部の設置)

第15条 理事長は、危機への対処のために必要と判断したときは、直ちに、当該危機に係る危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

- 2 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。
- 3 本部長は、理事長をもって充て、対策本部の業務を総括する。
- 4 副本部長は、副理事長をもって充て、本部長を補佐する。
- 5 本部員は、本部長が指名する部局長及び職員をもって充て、対策本部の業務を処理する。
- 6 対策本部の事務は、関係部局等の協力のもと事務局総務企画グループが行う。
- 7 対策本部は、危機事象への対処の終了をもって解散する。

(対策本部の権限)

第16条 対策本部は、本部長の指揮のもとに、危機に迅速に対処しなければならない。

- 2 職員は、対策本部の指示に従わなければならない。
- 3 対策本部は、その事案処理に当たり、理事会、経営審議会、教育研究審議会及び関係委員会等（以下「理事会等」という。）の審議を含め、本学の諸規程等により必要とされる手続きを省略することができる。
- 4 前項の場合、本部長は、事案の対処の終了後に、理事会等に報告しなければならない。

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。